

保険会社から提示される示談案は 弁護士基準を大幅に下回ることも



交通事故の被害者なのですが、保険会社から提示された示談案が妥当なのかどうか分かりません。

弁護士 Q&A



まずは、保険会社も営利を追求する団体であり、常に交通事故被害者の味方というわけでないことを十分に認識する必要があります。

保険会社から最初に提示される示談案は、裁判をした場合に得られる正当な賠償金額を下回るのが普通です。

交通事故の賠償金額には「自賠責基準」「任意保険基準」「弁護士基準」の3つの基準があると言われています。保険会社から最初に提示される示談案には、最も低額な「自賠責基準」によるものも見られます。

裁判をすれば、最も高額となる「弁護士基準」に近い賠償額を認めてもらえるのが普通ですが、弁護士に依頼せずに交渉しても、十分な賠償額を得られる

ケースは残念ながら多くないでしょう。一方、弁護士に依頼しただけで提示額がはね上がるというケースは少なくありません。

自賠責基準と弁護士基準では、賠償額にどれくらい差があるものなのでしょうか。例えば、損害項目の「後遺症慰謝料」という項目があります。最も軽い後遺障害14級の場合、後遺症慰謝料の額は自賠責基準では32万円ですが、弁護士基準では110万円前後となります。

このように保険会社からの提示額は、裁判をした場合に得られる正当な賠償額を大幅に下回る可能性があります。保険会社と示談をする前に、弁護士へ相談されることを強くお勧めします。

Q&A 回答

にしがわ総合法律事務所

岡部 宗茂 先生

Profile

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2007年9月弁護士登録。11年4月ににしがわ総合法律事務所を開設。交通事故、債務整理、企業法務を中心に多様な事件を取り扱っています。[交通事故、債務整理に関するご相談については無料となる場合がありますので、お気軽にお問い合わせください]



岡山市北区本町3-13
イトーピア岡山本町ビル9階
TEL.086-201-7830

<http://www.okayama-bengoshi.com/>